

仙北市雇用創出助成金の概要

平成30年4月

仙北市観光商工部 商工課

1. 目的

本市における新規雇用に対して助成金を交付することにより、本市民の雇用機会の創出を図ることを目的としている。

2. 要件

- (1) 仙北市内に事業所を有すること。
- (2) 助成金の申請に係る新規雇用日の期日前6か月以内及び助成金の交付対象期間において、会社都合による離職者がいないこと。
- (3) 雇用された日における年齢が満65歳未満であること。
- (4) 雇用された日から継続して仙北市に住所を有する者であること。
- (5) 派遣労働者でないこと。
- (6) 雇用保険・社会保険に加入していること。
- (7) ハローワークを通して採用された者であること。(新卒者については学校紹介による雇用等であること。)

3. 対象期間

第1期 被雇用者の新規雇用日から6か月間

(※試用期間がある場合は3か月以内、期間の定めのない雇用をした日から6か月間)

第2期 第1期の翌日から6か月間

4. 助成金の額

一般15万円 (第1期7万5千円、第2期7万5千円)

新卒30万円 (第1期15万円、第2期15万円)

5. 申請の流れ

事業所 → 助成対象期間終了日から3か月以内に申請書を提出

仙北市 → 書類審査・確認後、交付決定(却下)通知書を送付

事業所 → 請求書の提出

仙北市 → 助成金の交付